

訪問型サービス A における市長が別に定める基準を満たす災害時訪問計画及び通所型サービス A における市長が別に定める基準を満たす自立支援促進体制

1 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 1 の 3 訪問型サービス A 費の表り災害時訪問計画加算注の市長が別に定める基準を満たす災害時訪問計画は次の基準を満たすものとする。

ただし（2）及び（3）についてはそのいずれかを満たすことで基準を満たすものとする。

- （1）災害時要援護者支援制度（防災・福祉ささえあいづくり推進事業）について利用者へ周知、啓発を行うこと。また、利用者に市から名簿登録の依頼があった場合には制度への理解と協力を促すこと。
- （2）災害発生時に、利用者へ訪問又は電話連絡等の方法によって、安否確認を実施すること。ただし、安否確認を実施する従業者等の身の安全を確保したうえで実施することとし、実施可能な手順等について事業所内で共有し、必要に応じて計画を策定すること。
- （3）利用者と事前に災害発生時の避難先について確認を行い、災害が発生した際には、避難が完了したのちに利用者の避難先へ訪問し、安否確認を行うこと。
- （4）取り組み内容について利用者に説明し、取り組み内容について説明を受けたことを証する書類（重要事項説明書等）を保管すること。

2 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 1 の 6 通所型サービス A 費の表へ自立支援促進体制加算注の市長が別に定める基準を満たす自立支援促進体制は次の基準を満たすものとする。

- （1）介護予防に資するプログラムを実施すること。
- （2）利用者にとどのような運動機能の向上・改善が見込まれるかを具体的に届出ること。
- （3）利用者の人数に対するスタッフの配置数、利用者に対する実施頻度等を届出ること。
- （4）定期的な効果測定の実施及びその経過記録を整備し、市から求めがあった場合は、当該測定結果を提示すること。
- （5）取り組み内容について利用者に説明し、取り組み内容について説明を受けたことを証する書類（重要事項説明書等）を保管すること。